

千葉市大規模修繕時介護テクノロジー導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における高齢者施設（以下「施設」という。）が大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、千葉県介護施設等整備事業補助金交付金実施要綱（以下「県要綱」という。）第4に規定する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業のうち、区分「介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入支援事業」の交付の対象となる事業とし、別表1の第1欄に定める施設等が別表2に該当する大規模修繕を実施する際に、国の地域医療介護総合確保基金管理運営要領第3（1）⑤に規定される介護従事者の確保に関する事業の（33）ロの介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費について、補助金を交付する。なお、介護テクノロジーの導入の時期は、基本的に大規模修繕の契約日以降6カ月の期間内とし、介護テクノロジー以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6カ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。

(補助金の算定)

第3条 補助事業の補助額については、別表1の第1欄に定める施設等の区分毎に、第2欄に定める交付基礎単価に第3欄に定める単位の数に乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市大規模修繕時介護テクノロジー導入支援補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、補助事業者はあらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 前号による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- (5) 補助事業者が、前号の命令に違反したときは、市長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

- (6) 補助事業者は補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておくこと。
- (7) 事業を行うために締結するいかなる契約についても、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取り扱いに準拠すること。
- (8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (9) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (10) 補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (11) 補助事業者は、事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (12) 市長は、補助事業者が次のアからウまでのいずれかに該当した時は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (13) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（次のア又はイに掲げる場合を除き、仕入控除税額が0円の場合を含む。）、補助事業者は、仕入控除税額報告書（様式第11号）により速やかに市長に報告しなければならない。
- なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、市長に報告があった場合（次のア又はイに掲げる場合を除く。）には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付しなければならない。
- ア この補助金の交付の申請に当たり、市が定めるところ（県が認める場合に限る。）により、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らか

である場合であって、当該額を減額して申請している場合

イ 市が定めるところにより行う事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、市が定めるところ（県が認める場合に限る。）により当該額を補助金の額から減額して報告した場合

(14) その他市長が必要と認める事項

(15) 補助事業者が（１）から（14）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。

（交付決定通知）

第 6 条 規則第 6 条の規定による通知は、千葉市大規模修繕時介護テクノロジー導入支援補助金交付決定通知書（様式第 2 号）によるものとする。

（交付変更申請等）

第 7 条 補助事業者は、第 5 条第 1 号の規定による承認を受け、補助金の交付変更申請をしようとするときは、千葉市大規模修繕時介護テクノロジー導入支援補助金交付変更申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付変更の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の交付変更を決定し、千葉市大規模修繕時介護テクノロジー導入支援補助金交付変更決定通知書（様式第 4 号）により、通知するものとする。

3 補助事業者は、第 5 条第 2 号の規定による承認を受けようとするときは、中止又は廃止の承認を受けなければならないことが判明してから、2 週間以内に、千葉市大規模修繕時介護テクノロジー導入支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 8 条 補助事業者は、規則第 1 2 条の規定による報告をしようとするときは、補助事業が完了してから 3 0 日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに千葉市大規模修繕時介護テクノロジー導入支援補助金実績報告書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。また、介護テクノロジーの使用状況については、導入後 3 年間、毎年報告しなければならない。

（額の確定通知）

第 9 条 規則第 1 3 条の規定による通知は、千葉市大規模修繕時介護テクノロジー導入支援補助金額確定通知書（様式第 7 号）によるものとする。

（交付の請求）

第 1 0 条 補助事業者は、規則第 1 6 条第 1 項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市大規模修繕時介護テクノロジー導入支援補助金交付請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第 1 1 条 規則第 1 7 条第 3 項において準用する第 6 条の規定による通知は、千葉市大規模修繕時介護テクノロジー導入支援補助金交付決定取消通知書（様式第 9 号）によるものとする。

（返還命令）

第 1 2 条 規則第 1 8 条第 1 項又は第 2 項の規定による返還命令は、千葉市大規模修繕時介護テクノロジー導入支援補助金返還命令書（様式第 1 0 号）によるものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、千葉市大規模修繕時介護テクノロジー導入支援補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 16 日から施行する。ただし、令和 7 年度分の予算に係る交付は従前の例による。

別表 1

1 施設等の区分	2 交付基礎 単価	3 単位	4 対象経費
定員 30 名以上の広域型施設			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護テクノロジー導入に必要な経費（令和 2 年 4 月 14 日老高発 0414 第 1 号・老振発 0414 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙 1 を準用する。）。
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	561 千円の範囲で市長が定める額	定員数 ※介護付きホームにあっては、100 名を上限とする。	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
・介護付きホーム			
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	561 千円の範囲で市長が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・介護付きホーム			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	9,310 千円の範囲で市長が定める額	施設数	
・都市型軽費老人ホーム	281 千円の範囲で市長が定める額	定員数	
・養護老人ホーム			
・施設内保育施設	2,810 千円の範囲で市長が定める額	施設数	

別表 2

整備区分	整備内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事